

第1章

「いたわりあい」と「支え合い」の心に満ちたまち

(子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成)

1-1-1 健康で安心した生活ができる環境の整備

《現状と課題》

これまで本市では、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で安心した生活ができるよう、保健・医療施設や救急医療体制の整備を進めてきました。

一方、高齢化の進行や生活習慣の変化により、医療機関受診者や救急患者の増加など、医療に対する需要が増大しています。さらに、医師・看護師の不足や、診療時間外の不要不急な受診などによる医療現場の混乱が社会問題化しています。

こうした状況の中、安定した保健医療サービスを提供し続けるためには、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化しながら、地域医療・救急医療体制の充実を図るとともに、市民に医療機関の役割分担を理解してもらい、適正な受診を求めていく必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民が身近な地域で、適切かつ良質な医療を受けられ、健康で安心した生活ができる環境が整っている状態

〔施策の方針〕

疾病の状況に応じて適切な医療が受けられる環境を整備するために、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互の連携と機能分担の促進や、救急医療体制の充実に努めます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
地域医療体制に対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	—% (平成23年度)	—%	安心して身近な地域で医療を受けられることができていると感じている市民の割合
救命・救急医療などの医療体制に対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	—% (平成23年度)	—%	救命・救急医療などの医療体制が充実していると感じている市民の割合

〈施策の方向〉

施策1) 保健・医療・福祉の連携推進

市民が、住み慣れた地域でいつまでも健康で安心して暮らし続けられるために、必要な保健・医療施設を整備するとともに、保健・医療・福祉サービスの連携を推進し、地域医療体制の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 新保健所の整備
- ・ 地域リハビリテーションの推進
- ・ 在宅ターミナルケア体制の構築

施策2) 救急医療体制の充実

市民の急病等に対応するために、救急医療体制を充実します。また、救急医療への理解を広めるために、広報紙やイベント等を通して、適正な医療機関への受診を呼びかけます。

〔主要事業〕

- ・ 救急医療機関ネットワーク・夜間休日急病診療等による救急医療体制の充実
- ・ 医療機関への適正な受診の周知・啓発
- ・ 救命救急センターの充実

施策3) 適切な医療の確保

今後も適切な医療を確保するために、施設の充実や、医療を支える人材を確保するとともに、医療機関への安全管理体制の確保に向けた指導を行います。また、医療供給体制の変化に合わせて、老朽化した市立医療センターの全面建替えを含めて検討します。

〔主要事業〕

- ・ 市立医療センター・市立リハビリテーション病院の機能の充実
- ・ 看護師等の安定的確保
- ・ 適切な医療確保のための医療機関への立入検査の実施

1-1-2 健康な生活のための予防体制の確立

《現状と課題》

これまで本市では、4カ所の保健センターを設置し、健康増進・生活習慣病の予防に関する意識啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談・指導、がん検診・乳幼児への総合的な検診など、予防体制の確立に向けて各種施策を進めてきました。

こうした中、各種検診・健康診査については市民からの関心も高くなってきています。また、市内でインフルエンザ・結核等の感染拡大防止策はより重要となっています。

こうした状況に対して、健康の保持増進を進めていくために、各種検診の受診率・予防接種の接種率の向上を図るとともに、感染症に関する知識の普及・啓発・相談や、各種検診のさらなる充実が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

市民の健康に対する意識が高まるとともに、市民自らが各種検診・健康診査・教育・相談等を活用し、健康の保持増進を目指している状態

〔施策の方針〕

健康の保持増進を進めていくために、市民が自ら健康づくりを実践できるように、その動機づけとなる事業を充実するとともに、各種検診・健康診査・教育・相談等のサービスを一層充実させます。

また、感染症の予防のために、正しい知識の普及や迅速で正確な情報を提供します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
保健センターが実施する運動関連事業参加者数	535人 (平成21年度)	720人	
母子健康手帳発行時の保健師の面接率	68.4% (平成21年度)	80%	面接率＝保健師の面接による発行数/発行数
胃がん検診の受診率	8.2% (平成21年度)	50%	受診率＝受診者/対象者
結核接触者健康診断の受診率	95.4% (平成21年度)	98%	受診率＝受診者/検診対象者

《施策の方向》

施策1) 健康づくり・疾病に関する意識啓発

市民一人ひとりの健康増進のために、食育や歯科疾患等の啓発活動や、自ら健康づくりを実践する市民を支援します。併せて、感染症などについての正しい知識の周知及び検査の呼びかけを行います。

〔主要事業〕

- ・乳幼児の健康・事故防止教育の実施
- ・食生活改善・食育の推進
- ・歯科疾患予防の実施
- ・感染症予防啓発の実施
- ・生活習慣病の予防啓発の実施

施策2) 相談・指導体制の充実

心身の健康に関する不安を取り除くために、妊産婦・乳幼児・成人の健康管理等の電話、面接、訪問等の実施により相談・指導体制を充実します。

〔主要事業〕

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊産婦・新生児・乳幼児等訪問の実施
- ・健康相談の実施
- ・母性教室の開催

施策3) 検診・健康診査・予防接種の充実

乳幼児の健全な育成や市民の健康な生活のため検診・健康診査・予防接種を充実します。

〔主要事業〕

- ・妊婦・乳幼児健康診査の実施
- ・歯科検診の実施
- ・各種がん検診の実施
- ・予防接種の実施

施策4) 健康危機管理の推進

感染症の予防のための情報の発信や相談体制の充実を図るとともに、食の安全のための監視指導や生活衛生関係施設に関する検査等により市民の生活を守ります。感染症や食中毒が発生した際には、拡大防止と再発防止を図るため、関係機関との連携をとりながら、疫学調査・接触者調査等を徹底します。

また、新たな感染症の発生等による健康危機に備えて、迅速かつ適切に役割を果たすため業務継続計画（BCP）の策定体制の整備を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 食中毒予防対策の実施
- ・ 施設等における集団感染予防の実施
- ・ 結核り患率の減少対策の実施
- ・ 健康危機管理体制の整備

1-1-3 安心して療養できる支援体制の充実

《現状と課題》

これまで本市では、結核患者の入院医療費の全部または一部負担や、C型肝炎・B型肝炎のインターフェロン治療等の治療費助成制度の窓口を設置するなど、患者に対する各種補助制度の充実を図ってきました。

こうした中、特定疾患治療研究事業の受給者（難病患者）は、今後も増加することが想定されます。

こうした状況に対して、患者が安心して療養できるように、医療費の負担の軽減、病気・療養に関する相談体制の充実、関係機関との連携による多様な支援が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

治療や医療費等の不安がなく療養ができ、家族のさまざまな負担も取り除かれている状態

〔施策の方針〕

難病の在宅療養者やその家族の不安等の解消を図るため、気軽に相談できる体制を整えるとともに、医療費の負担低減など質の高い療養支援体制を確立します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
難病患者訪問相談の実施率	69.5% (平成21年度)	85%	実施率＝保健師・訪問相談員が訪問支援した実数/重症患者数
コホート検討会 ¹ での治療成功率	64.1% (平成21年度)	85%	治療支援評価の中で算出される治療成功率

¹ コホート検討会：結核治療における患者の治療状況、菌所見の経過、服薬支援状況や治療成績を評価・見直しを行う検討会。

《施策の方向》

施策1) 相談・指導体制の充実

患者や家族の負担を軽減し、不安等を解消するために、在宅療養中の難病患者宅を訪問するとともに、各種の専門家を招いた講演会を開催します。

〔主要事業〕

- ・ 難病患者訪問相談の実施
- ・ 訪問相談員の派遣
- ・ 難病講演会や情報交換会の実施

施策2) 療養支援体制の充実

患者が安心して療養できるように、医療費公費負担を行うとともに、療養に必要な指導を充実します。

〔主要事業〕

- ・ 地域 DOTS²支援による結核の治癒・再発防止
- ・ 特定不妊治療費の助成

² DOTS(ドッツ) : WHO(世界保健機構)が提唱したもっとも効果的な結核対策のパッケージ戦略。結核患者の服薬支援に行政が強く関わること。

1-2-1 地域一体となった社会福祉の体制整備

《現状と課題》

本市では、市内の24地区コミュニティすべてに設置されている地区社会福祉協議会をはじめとした、様々なボランティア団体による地域ぐるみの福祉活動が行われています。また、市は地域福祉支援員を配置し、出前講座やたすけあいの会³の立ち上げの支援を行ってきました。これらにより、地域活動への関心が高まり、ミニデイサービス等の各種活動を担うボランティアの人数は増加してきています。

一方で、高齢化率が30%を超えている地区があることに加えて、高齢化が今後も進むことが想定され、各種福祉サービスのニーズが増大することが予想されます。

こうした状況の中、住民一人ひとりが生き生きと暮らしていける地域をつくるために、地区社会福祉協議会活動やたすけあいの会等の活動への支援が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

地域の人間関係を深め、毎日の暮らしの中で共に楽しみ、困ったときには相互に助け合うことができるような、市民相互のコミュニケーションが活性化している状態

〔施策の方針〕

市民が互いに助け合うことができる状況をつくるために、地域で支える福祉への理解と参加を促すとともに、地区社会福祉協議会の運営やたすけあいの会の立ち上げなど地域ぐるみの活動を支援します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
たすけあい活動団体の設置数	33団体 (平成22年度)	50団体	地域住民同士で家事援助を行うボランティア団体数

³ たすけあいの会：「困ったときはお互い様」の気持ちで家事援助等を地域住民同士で行うボランティア団体。

《施策の方向》

施策1) 福祉活動のための体制整備

市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地域住民がお互いに支えあえるような仕組みが必要であるため、地域ぐるみの福祉活動への理解と参加を支援する体制を整備していきます。

〔主要事業〕

- ・ 地域福祉支援員による地域ぐるみの福祉活動の啓発・支援

施策2) 福祉団体等の育成・支援

地域の課題をより身近なところで支えるため、社会福祉協議会や、ボランティア団体・福祉団体等を育成・支援します。

〔主要事業〕

- ・ 民生児童委員協議会の支援
- ・ 福祉のボランティア活動をしている団体の育成・支援
- ・ 社会福祉協議会の支援

1-2-2 次代を担う子どもの育成

《現状と課題》

核家族化や地域コミュニティの弱体化によって、家庭や地域の子育て力が低下し、親の不安感や負担感が増大しています。また、厳しい経済状況も影響し就労意向を持った女性が増加したため、保育所の待機児童が増加するとともに、価値観やライフスタイルの多様化により、保育に対するニーズも多様化しています。さらに、都市化によって、子どもが自由にのびのびと遊べる自然豊かな環境が次第に失われています。

こうした状況の中、子どもを産み育てやすく、また子どもが健やかに育つ環境を整えるため、保育所定員の拡大や保育サービスの拡充とともに、関係機関が連携して妊娠から子育てまで切れ目なく支援する体制の充実が求められています。また、子どもが多様な世代と交流を持つ機会の充実や、遊びを通じて友達づくりや規範意識の形成ができる場をつくることが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

行政と地域社会が連携して子どもの状況に応じた支援を行う体制が整備され、地域の中で安心して楽しく子育てができ、子どもがのびのびと育っている状態

〔施策の方針〕

子育てに関する不安感・負担感を解消するため、相談体制の充実や関係機関の連携による専門的な支援、地域のネットワークづくりなどを推進します。また、保育所の待機児童の増加に対応するため、定員の拡大等に努めるとともに、保育の質の向上を図ります。さらに、早い段階から個々の発達に応じた適切な支援を行うために、相談機関や療育機関の充実に努めます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
児童ホーム利用者数	791,586人 (平成21年度)	870,000人	
保育所入所児童数	7,727人 (平成22年度)	10,000人	
こども発達相談センターにおける相談件数	2,944件 (平成21年度)	4,600件	

〈施策の方向〉

施策1) 子育て支援サービスの充実

子育てに関する不安感・負担感を解消するために、情報交換の場や相談体制の充実を図ります。また、地域と連携して子育て支援を行うためのネットワークを構築します。

〔主要事業〕

- ・ 子育て支援ネットワークの構築
- ・ 子育て支援コーディネーターによる相談・情報提供

施策2) 児童の保護、健全育成

児童の健全育成を図るため、児童ホームや放課後ルーム等において、適切な遊びや生活の場を提供します。

また、子どもを虐待等から守るため、関係機関と連携しながら家庭児童相談事業等の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 児童ホームでの多世代間交流機会の充実
- ・ 児童ホームの整備
- ・ 家庭児童相談の推進

施策3) 保育の充実

多様化する保育ニーズに応えるために、各種保育サービスの充実や保育所定員の拡大を図ります。

また、今後制度改正が見込まれる新たな保育制度への対応を進めます。

〔主要事業〕

- ・ 待機児童対策の推進
- ・ 保育所耐震化対策の推進
- ・ 保育の質の向上
- ・ 一時保育事業の推進

施策4) 療育支援の充実

子どもの障がいの早期発見・早期療育に対応するために、相談体制の充実や、多様な専門性に基づく療育事業を実施します。

〔主要事業〕

- ・ 巡回相談の推進
- ・ 療育施設の整備

施策5) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定のため、自立促進に向けた子育て・生活支援、経済的支援等の総合的な支援を進めていきます。

〔主要事業〕

- ・相談機能の充実
- ・就業支援の推進
- ・経済的支援の推進

1-2-3 障がいがある人もない人もともに暮らせる社会の構築

《現状と課題》

これまで本市では、障がい⁴のある人が、地域で安心して暮らせるように支援体制を充実させるほか、平成21年度には「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するなど、施策を着実に推進してきました。

一方、国では、障害者基本法の抜本改正、障害者差別禁止法制の制定、総合福祉法の創設に向けて幅広く審議を行っており、障がいのある人を取り巻く制度が大きく変化することが予想されます。

こうした状況の中、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会を構築するために、生活環境の整備や相談・就労支援など各種施策を、関係機関との連携により進めるとともに、今後予想される国の制度改革にも対応していく必要があります。また、すべての市民が障がい及び障がいのある人への理解を深めるために、啓発の推進や福祉教育の充実、ボランティア活動に関する情報提供が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし、すべての市民の障がい及び障がいのある人への理解が深まっている状態

〔施策の方針〕

障がいのある人が生活の質を向上でき、地域で安心して生き生きと暮らせる環境をつくるため、関係機関と連携し、就労環境・生活環境の改善や社会参加を促進するとともに、市民への啓発を図ります。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
身体障害者福祉センターにおける事業の参加人数	6,510人 (平成21年度)	7,314人	
障害者就業・生活支援センターが就労支援する障がい者数	71人 (平成22年度)	281人	就職訓練者及び就職達成者数

⁴障がい：「障害」の表記については、現在、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議」において「障害／障がい／障碍」等を候補に議論中であることを踏まえ、本素案では「障がい」と表記している。

第1章 政策2 心のかよった社会福祉の推進

グループホーム、ケアホームに入居し自立した生活をしている障がい者数	162人 (平成22年度)	262人	グループホーム、ケアホーム入居障がい者数
-----------------------------------	------------------	------	----------------------

〈施策の方向〉

施策1) 障がいへの理解の浸透と地域交流の促進

市民が、障がい及び障がいのある人についての正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進するとともに、障がいのある人のスポーツ・レクリエーション、文化活動等への参加による地域交流を促進します。

〔主要事業〕

- ・ 啓発広報活動の推進
- ・ スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

施策2) 支援と自立の促進

障がいのある人の積極的な社会活動への参加を促進し、地域での自立と生活の質の向上を図るために、関係機関との緊密な連携のもと、雇用・就業体制や保健医療を充実させます。

〔主要事業〕

- ・ 生活支援体制の構築
- ・ 地域移行の推進
- ・ 経済的自立の支援
- ・ 雇用・就業機会の拡大
- ・ 障がいに対する保健・医療施策の推進

施策3) 生活環境の充実

障がいのある人が住みやすい生活環境を創るために、施設等を適切に管理運営するほか、社会福祉法人等が運営する施設への指導や整備等により、施設利用者の福祉環境を充実させます。

〔主要事業〕

- ・ 社会福祉施設等の運営管理による生活環境の充実
- ・ 民間社会福祉施設等の指導・整備
- ・ 住宅バリアフリー化の推進
- ・ 公共公益施設のバリアフリー化等の普及啓発

1-2-4 健やかな高齢期を過ごすための環境づくり

《現状と課題》

本市では、平成22年4月時点で高齢化率19.5%と高齢化が進んでおり、今後のさらなる高齢化の進行にあわせて、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加が見込まれます。

こうした状況の中、住み慣れた地域でいつまでも暮らすために、元気な高齢者へ地域参加の機会を提供するとともに、在宅サービスの充実と介護家族者への支援、施設サービスの充実などが求められています。また、横断的な課題に対応するため、関係機関との連携により、施策を総合的・計画的に推進していくことが必要です。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮している状態

〔施策の方針〕

高齢者が生き生きとした活力のある社会を創造していくために、多様な社会参加と生きがいづくりの機会を提供するほか、自助・共助・公助の連携による支援体制を確立し、介護予防と地域リハビリテーションを推進するとともに、ニーズに応じた支援サービスを提供します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
仕事や地域活動等を通じて社会とかかわる活動の場があると感じている高齢者の割合 (平成23年度に意識調査実施)	—% (平成23年度)	—%	
在宅サービス環境に対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	—% (平成23年度)	—%	介護や支援が必要になっても、在宅生活が送れるサービス環境が整っていると感じている高齢者の割合
介護サービスに対する市民の満足度 (平成23年度に意識調査実施)	—% (平成23年度)	—%	介護予防事業の推進、認知症高齢者の支援、介護サービス事業者の情報提供などが供給されている

			と感じている高齢者の割合
--	--	--	--------------

《施策の方向》

施策1) 生きがいの創造

高齢者が自らの知識や経験を活かして社会活動に参加できるよう、活動機会の拡大を支援します。また、関係団体と協力し、経験等を活かせる就業機会の拡大に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・ 高齢者の地域活動の支援
- ・ 高齢者の就労機会の拡大

施策2) 在宅福祉の充実

高齢者の誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送るために、介護や支援が必要となった時に一人ひとりにあったサービスを受けることができるように、NPO・地区社会福祉協議会・民生委員児童委員等との協力体制を構築するとともに、地域包括支援センター等も活用し、多様な在宅福祉サービスの充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯への支援
- ・ 家族介護者への支援
- ・ 地域包括支援センターの運営

施策3) 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送れるように、介護保険サービスに関する情報提供だけでなく、要介護等の状態になることを防ぐ介護予防の観点からの取り組みを推進します。また、在宅生活が困難な高齢者や介護を必要とする高齢者・認知症高齢者のために、利用者のニーズを踏まえた施設を計画的に整備するなど、介護サービスの充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 介護サービス事業者情報の提供
- ・ 介護予防事業の推進
- ・ 地域密着型サービスの推進

1-3-1 介護保険事業の推進

《現状と課題》

本市では、平成12年4月に5,268人であった要介護・要支援認定者数が、平成22年4月時点で16,094人に増加しています。今後の急速な高齢化によって、要介護・要支援認定者数のさらなる増加とともに、認知症高齢者やひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加など高齢者を取り巻く環境が変化していくことが見込まれます。

こうした状況の中、介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送ることができるように、在宅・施設サービスを適切かつ効果的に受けられる環境が求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

介護保険制度を適正に運営することで、介護を必要とする高齢者が安心して生活できる状態

〔施策の方針〕

介護を必要としている高齢者が、できるだけ自立した生活を送れるように、個々の尊厳を守り、個別性を尊重しながら、要介護高齢者数の増加を踏まえたサービス全体の質的・量的充実を図ります。また、認知症高齢者やひとり暮らし・高齢者のみ世帯の増加、医療と介護の両サービスを必要とする高齢者の増加など、要介護高齢者の状態像の変化を踏まえ、適正な介護保険制度を運営します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
第1号被保険者の保険料収納率	97.3% (平成21年度)	98%	収納率＝収納済額/調定額(現年・過年)
保険給付費執行率	94.1% (平成21年度)	98%	執行率＝支出額/保険給付費計画額

《施策の方向》

施策1) 財政の安定・健全化

介護保険財政の安定化・健全化を図るために、サービスの需要と供給を中・長期的な視点で的確に捉えて、介護保険事業を計画的に運営します。また、介護保険の財源確保のために、第1号被保険者の保険料の賦課徴収を適切に行います。

〔主要事業〕

- ・ 介護保険事業の計画的運営
- ・ 介護保険料賦課徴収の実施

施策2) 資格管理・給付の充実

介護を必要としている高齢者が適切かつ効果的に介護サービスを利用できるように、介護サービスの質の向上を図るとともに、適正な給付を行います。また、サービス利用の基準となる要介護認定を公平かつ的確に行います。

〔主要事業〕

- ・ 介護（介護予防）サービス費の適正な給付
- ・ 要介護認定の運営

1-3-2 国民健康保険事業の推進

《現状と課題》

本市の国民健康保険は、高齢化に伴う加入者の増加や医療の高度化等による医療費の高額化に伴い医療給付費が毎年増加している一方、所得の減少により保険料調定額が減少し、財政状況は非常に厳しい状況です。

このため、ジェネリック医薬品の利用促進やかかった医療費を通知するなどにより医療費の抑制策を講じていますが、今後もこれらの施策を強化し、更なる保険財政の健全化が求められています。

また、平成25年4月に、後期高齢者医療制度が廃止され、75歳以上の大部分の方が国民健康保険に再加入されます。また、保険料の地域格差等の構造的な問題を解決し、将来的な地域保険としての一元的運用を目指すため、県を単位とした広域化に向けた取り組みも始まっています。

こうした状況の中、新制度の円滑な運営等の課題に対応し、被保険者に混乱がないように、適切な情報提供をするとともに、医療費の抑制、収納率の向上、財政運営の安定化等、総合的な観点から事業を展開する必要があります。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

国民皆保険制度のひとつとして安定した運営により、市民が安心してサービスを受給している状態

〔施策の方針〕

国民健康保険の制度改正を円滑に進め、早期に定着するよう、適切で十分な情報を発信するとともに、引き続き、健全な国民健康保険制度を、市民の立場で運営します。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
国民健康保険料収納率	88.3% (平成21年度)	91%	収納率＝収納済額/調定額(現年・過年)
特定健康診査の受診率	43.6% (平成21年度)	80%	受診率＝受診者/対象者

《施策の方向》

施策1) 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険制度のサービスを安定的に提供するために、保険料の収納対策を強化するなど、事業の健全な運営を図っていきます。

〔主要事業〕

- ・ 財政運営の安定化
- ・ 国民健康保険料の収納率向上対策の強化

施策2) 医療費適正化の推進

年々増加する医療費を抑制するため、効率的な事務運営を行うとともに、医療費抑制のための啓発等により医療費の適正化を図ります。

〔主要事業〕

- ・ レセプト点検の強化
- ・ 適正受診や医療費抑制の啓発
- ・ ジェネリック医薬品の推奨

施策3) 保健事業の充実

メタボリックシンドロームの予防をはじめとした生活習慣病を抑えるため、特定健康診査の受診勧奨を行います。また、その結果を基に生活習慣の改善指導や医療受診勧奨により健康増進を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 特定健康診査の受診勧奨
- ・ 特定保健指導の推進

1-3-3 国民年金事業の推進

《現状と課題》

本市では、日本年金機構と連携しながら、保険料の未納、年金記録問題等多くの課題を解決するため、未加入者への啓発、加入記録の確認、電話等による未納者への納付促進及び免除申請の案内によって、国民年金事業の健全化を推進してきました。

こうした状況の中、国民皆年金を安定的に維持する一環として、市民一人ひとりの年金受給権を確保するために、未加入者・未納者に納付意識を浸透させていくことが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

相互扶助が基本である国民皆年金が安定的に維持され、加入や納付意識が浸透している状態

〔施策の方針〕

年金の適切な運用のために、関係機関と連携して、受給権の確保のための資格取得や国民年金保険料の免除制度の活用を促進するとともに、年金保険制度の普及啓発を充実していきます。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
国民年金納付状況	60% (平成22年度)	70%	納付状況＝納付月数/納付対象月数

《施策の方向》

施策1) 国民年金事業の推進

国民皆年金を安定的に維持するために、関係機関と連携して、市民への広報・パンフレット等による制度の啓発や窓口相談業務により必要な情報を提供します。

〔主要事業〕

- ・年金制度の啓発
- ・国民年金事業に関わる相談業務の実施

1-3-4 生活保護世帯等の自立支援の推進

《現状と課題》

本市では、生活保護世帯の就労支援や自立支援を行ってきました。しかし、昨今の経済情勢を受けて、生活保護世帯は急激に増加しています。

こうした状況の中、生活保護世帯の自立のために、自立支援施策や相談・指導体制の充実・強化を図るほか、ケースワーカーを育成することが求められています。

また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人の自立を促すために、福祉、健康、住居等の相談を行い、関係機関等と連携しながら問題の解決を図ることが求められています。

《基本方針》

〔めざすべき姿〕

関連機関と連携し、相談・指導体制を充実することで、生活保護世帯・ホームレスの自立が進む状態

〔施策の方針〕

生活保護世帯の自立のために、ケースワーカーの相談・指導体制を充実し適切な対応をはかるとともに、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して福祉、健康、住居等の相談支援を行います。

《指標》

指標名	現状値	目標値 (32年度)	備考
就労支援事業等による経済的自立	79人 (平成21年度)	95人	就労支援事業の成果と生活保護受給者自身の努力により自立した人数

《施策の方向》

施策1) 生活保護世帯等の自立支援の推進

生活保護世帯の自立をはかるために、ケースワーカーや面接員の資質の向上を図るとともに、関係機関との密接な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行います。

また、ホームレスまたはホームレスとなるおそれがある人に対して相談支援を行います。

〔主要事業〕

- ・巡回訪問による生活相談・指導
- ・自立・就労の支援

後期基本計画 個別計画一覧（第1章）

計画名	計画概要	計画期間	所管課
ふなばし健やかプラン2 1 (後期計画)	健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として、健康づくりの「方向性」を示すもの。	平成 22～26 年度 (5年間) (基本構想は平成 17.3月に策定し継続 中)	健康政策課
船橋市立医療センター 改革プラン	総務省から策定を要請された「公立病院改革プラン」と船橋市の「病院事業中期経営計画」を兼ねるもの。	平成 24～28 年度 (5年間)(予定)	健康政策課
船橋市新型インフルエンザ行動計画	新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画。	期間なし(継続)	保健所総務課
船橋市新型インフルエンザ医療計画	新型インフルエンザ行動計画の中の医療計画。	期間なし(継続)	保健所総務課
船橋市食品衛生監視 指導計画	食品の安全性確保のための監視指導計画。	単年度 (年度更新)	衛生指導課
船橋市地域福祉計画	社会福祉法に基づき、行政・地域・住民のそれぞれがしっかりと役割を果たし、地域福祉の推進を図る計画。	平成 22～26 年度 (5年間) (更新予定)	地域福祉課
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	介護保険事業および高齢者の保健・福祉施策についての計画。	平成 24～26 年度 (3年間) (更新予定)	介護保険課 包括支援課 高齢者福祉課
船橋市障害福祉計画	障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画であり、障がい者の自立を目的とした計画。	平成 20～23 年度 (3年間)	障害福祉課
船橋市障害者施策に関する計画	障害者基本法に基づく市町村障害者計画であり、障がい者が地域移行を目指す総合的な計画。	平成 20～26 年度 (7年間)	障害福祉課
船橋市次世代育成支援行動計画 ふなばし・ あいプラン	次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画。 (次世代法が時限立法のため、次期計画の策定については未定)	平成 22～26 年度 (前期計画:平成 17 ～21 年度)	児童家庭課
船橋市母子家庭等自 立促進計画	母子及び寡婦福祉法に基づく計画。(母子家庭等の生活の安定と向上のための施策の基本となる事項などを規定)	平成 22～26 年度 (5年間) (第1次計画:平成 17 ～21 年度)	児童家庭課